



福祉3 医療助成制度について

医療保険適用後の自己負担分の医療費を助成する制度です。

1. 重度心身障害者医療費助成制度

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
- 療育手帳A、A、Bのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級のかた
- 65歳以上で後期高齢者医療制度の障害認定を受けたかた（65歳未満で後期高齢者医療制度の障害認定を受けられる状態であったかたに限り。）
- ※65歳以上で新規に手帳を取得されたかたは、この制度の対象外です。
- ※特別障害者手当に準じた所得制限があります。

2. こども医療費助成制度

【対象者】

- 0歳から18歳到達後（3月31日）までの子ども

3. ひとり親家庭等医療費助成制度

【対象者】

- 母子・父子家庭の母・父と18歳未満の児童（一定の障害のある児童がいる場合20歳未満。以下同じ）
- 父母のいない18歳未満の児童の養育者とその児童
- 父または母に一定の障害のある家庭の18歳未満の児童とそれを監護する父または母
- ※児童扶養手当に準じた所得制限があります。

問合せ＝福祉課 社会福祉係・こども福祉係 ☎76-5132

特別障害者手当、障害児福祉手当について

特別障害者手当

在宅での日常生活において、重度の障害ゆえに特に必要とされる介護などの負担を軽減するための手当です。

【対象者】

- 20歳以上であって、精神障害（知的障害を含む）または身体の重度の障害により、日常生活において常時特別の介護を要する状態にあるかた
- ※詳細は、お問い合わせください。
- 【手当額】 月額 27,300円（令和4年度）

障害児福祉手当

在宅の重度障害児のかたに対する福祉の措置の一環として実施されている手当です。

【対象者】

- 20歳未満であって、身体障害者手帳の1級の一部および2級の一部のかた、療育手帳Aのかた並びに常時介護を要する精神障害者その他これと同程度のかた
- ※詳細は、お問い合わせください。
- 【手当額】 月額 14,850円（令和4年度）

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

問合せ＝福祉課 社会福祉係 ☎76-5132

【支給内容】 額面25万円、5年償還の記名国債（甥、姪など）

※戦没者等の死亡時まで、引き続き1年以上の生計関係を有していたかたに限り。

4 1から3以外の戦没者等の三親等内の親族（甥、姪など）

3 戦没者等の①父母②孫③祖父母④兄弟姉妹

2 戦没者等の死亡当時、生計関係を有していること等の要件を満たしているかにより、順番が入れ替わります。

1 令和2年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権を取得したかた

【支給対象者】 戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日（基準日）において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」等を受けるかたがない場合、次の順番による先順位のご遺族お一人に支給されます。

【請求期限】 令和5年3月31日まで

※混雑時は、申請されてから国債発行までに1年以上かかる場合があります。ご理解ください。

※期限後は、弔慰金を請求できません。お早目に手続きをお願いします。

【戦没者等のご遺族の皆さまへ】

【特別弔慰金の申請はお早めに】

【請求期間】 令和5年3月31日まで

【混雑時は、申請されてから国債発行までに1年以上かかる場合があります。ご理解ください。】

【期限後は、弔慰金を請求できません。お早目に手続きをお願いします。】

【戦没者等のご遺族の皆さまへ】

【特別弔慰金の申請はお早めに】

【請求期間】 令和5年3月31日まで

65歳以上75歳未満で障害をお持ちのかたへ

後期高齢者医療制度の障害認定について

65歳以上75歳未満の一定の障害をお持ちのかたは、申請により後期高齢者医療制度に加入することができます。

【対象者】

- 身体障害者手帳1級～3級のかた
- 身体障害者手帳4級のかたで、次のいずれかに該当されるかた
 - ①下肢障害4級1号（両下肢のすべての指を欠くもの）
 - ②下肢障害4級3号（一下肢を下腿の2分の1以上欠くもの）
 - ③下肢障害4級4号（一下肢の著しい障害）
 - ④音声機能または言語機能の著しい障害
- 療育手帳A、Aのかた
- 精神障害者保健福祉手帳1級、2級のかた
- 障害年金1級、2級の年金証書をお持ちのかた

【申請方法】

- 申請場所 住民保険課 保険年金係
- 持参するもの
 - ・現在加入している保険証（被保険者証）
 - ・障害の程度がわかるもの（障害者手帳、年金証書（障害年金）など）

【保険料について】

障害認定により後期高齢者医療制度に加入する場合は、加入月から後期高齢者医療保険料をご負担いただきます。

※月の途中で認定を受ける場合は、それまで加入していた医療保険と後期高齢者医療制度それぞれの高額療養費の自己負担限度額を負担することになりますので、ご注意ください。

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366

国民年金保険料学生納付特例制度について

国民年金は、20歳以上であれば学生であっても加入し、保険料を納付しなければなりません。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が設けられています。

【対象となるかた】

- 大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校および各種学校に在学する20歳以上の学生
- ※本人の前年所得が128万円を超えるときは、この特例の対象とならない場合があります。

【学生納付特例制度の承認期間】

20歳を迎えた月～令和5年3月

令和3年度に学生納付特例の承認を受けたかた

令和4年度も在学予定のかたには、日本年金機構からハガキが届きます。そのハガキに必要な事項を記入して返送することにより、令和4年度の申請ができます。

ただし、在学する学校や卒業予定年月日など、当初の申請内容に変更がある場合は、役場または年金事務所まで再度申請手続きが必要です。

【申請方法】

- 申請場所 住民保険課 保険年金係
- 申請に必要なもの 基礎年金番号またはマイナンバーが確認できる書類、学生証
- ※学生証に有効期限の記載がない場合は、在学証明書が必要です。

この特例の対象となった期間は、年金の受給資格期間に算入されますが、将来の老齢基礎年金額には反映されません。ただし、承認を受けてから10年以内の期間であれば、さかのぼって保険料を納めることができます（追納）。

問合せ＝住民保険課 保険年金係 ☎76-1366